

建指第1597号
令和7年2月6日

茨城県行政書士会長 殿

茨城県土木部長
(公印省略)

茨城県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の制定について（通知）

本県の開発行政の推進につきましては、日頃より特段のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

茨城県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和7年茨城県規則第5号。以下、「細則」という。）の制定について、下記のとおり通知します。

つきましては、制定の内容をご了知のうえ、適正かつ円滑な手続きについて特段のご配慮をお願いするとともに、貴会員等にご周知下さいますようお願いいたします。

記

1 制定の趣旨

盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、土地の用途（宅地、森林、農地等）やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下、「盛土規制法」という。）が令和5年5月に施行されました。

茨城県では県内全域（水戸市を除く）において、令和7年4月1日から盛土規制法に基づく規制を開始することから、その手続等について規則により定めるものです。

なお、水戸市は後日自ら規制を開始する予定です。

2 細則の主な内容

- (1) 宅地造成等に関する工事の許可手続に係る規定
- (2) 宅地造成等に関する工事の協議手続に係る規定
- (3) 証明書、身分証等に係る様式

3 施行日

令和7年4月1日

4 その他

盛土規制法の施行に関する情報については、以下の茨城県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/takuchi/takuchi/moridokisei/moridokiseihou.html>

お問合せ先

茨城県土木部都市局建築指導課 宅地担当

TEL : 029-301-4732 FAX : 029-301-4739

E-mail : kenshi4@pref.ibaraki.lg.jp